

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

府省庁名 国土交通省

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定） 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 （2）GX・エネルギー安全保障 ・まちづくりGXを含むインフラ、カーボンニュートラルポート、建築物52に加え、燃料電池鉄道車両、ゼロエミッション船、次世代航空機などモビリティ関連分野の脱炭素化を進める。 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （2）グリーントランスフォーメーション（GX） ・まちづくりGXを含むインフラの脱炭素化を更に進めるとともに、森林吸収源対策等を加速する。 国土形成計画（全国計画）（令和5年7月28日閣議決定） 第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策 （温室効果ガス排出量の削減） ・カーボンニュートラルに向けた都市・地域づくりを推進していくため、コンパクト＋ネットワークの推進や「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり等と併せて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を推進 <国土交通省の政策体系> 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標23 都市緑化等による温室効果ガス吸収量
		政策の達成目標	都市緑化等による温室効果ガス吸収量 約124万t—CO ₂ /年（平成30年度） ⇒約124万t—CO ₂ /年（令和12年度）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	適用見込み 令和7年度以降 1件（民間都市開発推進機構への適用） ※本拡充による適用案件数は、 令和7年度：1件、令和8年度：1件の見込み

		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を拡充することにより、脱炭素都市再生整備事業に対し民都機構の共同参加業務による低利な支援が可能となり、都市の脱炭素化の促進を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても、脱炭素都市再生整備事業を促進するための民都機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充（法人税）を要望。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	共同参加業務によって民都機構が得る収益は、民都機構設立時より法人税法施行令第5条によって収益事業の対象外とされている。 今般の法改正により支援限度額が拡充される範囲についてもこれまでと同様の措置を講じない場合、同機構の収益減少等により貸倒れリスク等への耐力が失われることから、結果として同機構の支援利率引上げにつながり、低利な支援を実施するという同機構の本来の意義が損なわれるおそれがある。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	これまで民都機構が行う参加業務（85 件）、共同参加業務(23 件)に関して、収益事業から除外する措置が講じられた。 <table><tr><th>年度</th><th>適用案件 (件) ※</th><th>適用額 (百万円)</th><th>法人住民税 減収額 (百万円)</th><th>法人事業税 減収額 (百万円)</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>24</td><td>42</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>24</td><td>35</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>24</td><td>164</td><td>3</td><td>15</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>26</td><td>94</td><td>2</td><td>9</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>28</td><td>109</td><td>2</td><td>11</td></tr></table> ※各年度末時点における適用対象案件（参加業務・共同参加業務） 出典：適用件数及び適用額は民都機構の実績値より、減収額は以下のとおり推計。 【法人住民税】 減収額＝法人税減収額（法人税率 23.2%）×税率（7%） 【法人事業税】 減収額＝法人事業税（収入割）減収額＋特別法人事業税減収額＋法人事業税（付加価値割）減収額 法人事業税（収入割）減収額＝適用額×税率（7%） 特別法人事業税減収額＝法人事業税（収入割）減収額×税率（37%） 法人事業税（付加価値割）減収額＝適用額×税率（0%）	年度	適用案件 (件) ※	適用額 (百万円)	法人住民税 減収額 (百万円)	法人事業税 減収額 (百万円)	令和元年度	24	42	1	4	令和2年度	24	35	1	3	令和3年度	24	164	3	15	令和4年度	26	94	2	9	令和5年度	28	109	2	11
	年度	適用案件 (件) ※	適用額 (百万円)	法人住民税 減収額 (百万円)	法人事業税 減収額 (百万円)																											
	令和元年度	24	42	1	4																											
	令和2年度	24	35	1	3																											
	令和3年度	24	164	3	15																											
令和4年度	26	94	2	9																												
令和5年度	28	109	2	11																												
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—																															
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により、民都機構の参加業務(85 件)、共同参加業務(23 件)を通じた低利な支援が可能となり、民間の都市開発事業の推進に寄与してきた。																															
前回要望時の達成目標	—																															
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																															
これまでの要望経緯	新規																															